定例記者会見資料１

令和８年第４回市議会定例会提出議案概要

牛　　久　　市

目　　次

１　令和８年第４回市議会定例会提出議案等一覧 ---------- １

２　条例の議案の概要 ---------- ２

３　令和８年度１２月補正予算(案)の概要 ---------- ５

４　その他の議案の概要 ---------- １４

１　令和８年第４回市議会定例会提出議案等一覧

議案第　６７　号	牛久市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
議案第　６８　号	督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について
議案第　６９　号	牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議案第　７０　号	牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第　７１　号	牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第　７２　号	牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第　７３　号	牛久市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について
議案第　７４　号	牛久市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第　７５　号	牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第　７６　号	牛久市景観まちづくり条例の一部を改正する条例について
議案第　７７　号	令和８年度牛久市一般会計補正予算（第３号）
議案第　７８　号	令和８年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第　７９　号	令和８年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第２号）
議案第　８０　号	令和８年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第　８１　号	令和８年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）
議案第　８２　号	令和８年度牛久市下水道事業会計補正予算（第２号）
議案第　８３　号	公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について
議案第　８４　号	指定管理者の指定について

２　条例の議案の概要

議案番号	議案	主な内容
議案第　６７　号	牛久市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について	特定乳児等通園支援事業者が適正かつ安定的に事業を運営し、乳幼児及びその保護者に対して質の高い支援を提供できる環境を整備するため、子ども・子育て支援法第５４条の３において準用する同法第４６条第２項および第３項の規定に基づき新たに条例を制定するもの。 ※乳児等通園支援事業　０歳６か月から満３歳未満で保育施設等に通っていないこどもを対象とし、月一定時間の利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育施設等を利用できる制度 施行日：公布の日
議案第　６８　号	督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について	督促手数料については、地方税統一QRコード(eL-QR)の導入に伴い、未納で残るケースが増加していることなど、収納環境の変化で徴収が難しくなっており、納税の公平性を保ちながら徴収事務を効率化するため、令和９年４月１日以降の納期限分から督促手数料を廃止するもの。市税以外の債権についても、市全体で統一した対応をとるため、同様に制度の改正を行う。 施行日：令和９年４月１日
議案第　６９　号	牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	国が推進する予防接種事務のデジタル化に対応するため、市が実施する予防接種法に基づかない任意予防接種の事務を、個人番号を使用する独自利用事務として条例に追加するもの。 また、医療福祉費支給事務で取り扱う特定個人情報を追加する改正を行うもの。 施行日：令和９年４月１日
議案第　７０　号	牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	人事院勧告に準じて、以下のとおり期末手当の支給月数を引き上げるため、改正を行うもの。 期末手当支給月数 令和８年６月期　　1.75月（支給済み） 令和８年１２月期　1.8月 令和９年６月期　　1.775月 令和９年１２月期　1.775月 施行日： ①令和８年度における期末手当の月数に関する改定は、公布の日。 ②令和９年度における期末手当の月数に関する改定は、令和９年４月１日。

議案番号	議案	主な内容
議案第　７１　号	牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	人事院勧告に準じて、市職員の給与等を改定するもの。また、期末勤勉手当について、支給月数の引き上げを行うもの。 主な改正点： ・給料月額を平均3.3%引き上げ ・期末手当月数の引き上げ（常勤職員の場合） 令和８年１２月期　1.2875月 令和９年６月期　1.275月 令和９年１２月期　1.275月 ・勤勉手当月数の引き上げ（常勤職員の場合） 令和８年１２月期　1.0875月 令和９年６月期　1.075月 令和９年１２月期　1.075月 施行日： ①公布の日 ②給料表の改定は令和８年４月１日。 ③令和８年度における期末勤勉手当の改定は 令和８年１２月１日。 ④令和９年度における期末勤勉手当の改定は 令和９年４月１日。
議案第　７２　号	牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、満３歳以上限定小規模保育事業に係る規定を追加するため改正を行うもの。 施行日：公布の日の翌日
議案第　７３　号	牛久市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について	子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い、引用条項の整理をするため改正を行うもの。 施行日：公布の日
議案第　７４　号	牛久市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法)により、事業者に対して児童対象性暴力等の防止等の措置を求める規定を追加するため改正を行うもの。 施行日：令和８年１２月２５日

議案番号	議案	主な内容
議案第　７５　号	牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	①児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業に関する基準について定めるもの。 ②児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、家庭的保育事業所に配置されるみなし保育士について理学療法士等を追加するもの。 ③こども性暴力防止法の施行に伴い、事業者に対して児童対象性暴力等の防止等の措置を求める規定を追加するため改正を行うもの。 施行日：①②公布の日の翌日 ③令和８年１２月２５日
議案第　７６　号	牛久市景観まちづくり条例の一部を改正する条例について	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律に伴い、景観法の一部が改正されたため、引用条項の整理をするもの。 施行日：公布の日

３　令和８年度１２月補正予算（案）の概要

（議案第７７号、７８号、７９号、８０号、８１号、８２号関係）

①　基本的な考え方

令和８年度人事院勧告に準じた給与改定に伴う人件費の増額や事業執行にあたり不足が見込まれる経費、国庫支出金の過年度事業費の精算への対応のほか、適正な工期を確保するための繰越明許費の設定及び、来年度の事業の早期執行を図るための債務負担行為の設定などを行うもの。

②　予算一覧

（単位：千円）

会計名		補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計		34,788,101	559,722	35,347,823
	国民健康保険事業	7,185,815	△ 13,363	7,172,452
	青果市場事業	22,772	0	22,772
	介護保険事業	7,452,303	18,777	7,471,080
	後期高齢者医療事業	3,175,369	△ 7,709	3,167,660
特別会計	計	17,836,259	△ 2,295	17,833,964
	下水道事業	2,943,206	△ 13,237	2,929,969
企業会計	計	2,943,206	△ 13,237	2,929,969
合計		55,567,566	544,190	56,111,756

③　主な事業

○ 一般会計

・ 職員給与等関係経費　1億918万9千円

（人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動に伴う人件費の精査による人件費の増額）

・ 地域介護拠点等の整備に対し助成する　3,223万円

（茨城県が定める令和８年度地域医療介護総合確保基金事業補助金に基づく、市内介護保険事業者への補助金）

・ 土地改良区の運営を支援する　64万9千円

（農業水利施設の省エネルギー化等に取り組む施設管理者に対し、エネルギー価格高騰分の一部を支援する補助金）

○ 国民健康保険事業特別会計

・ 職員給与費　△1,763万3千円
（人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動に伴う人件費の精査による人件費の減額）

○ 介護保険事業特別会計

・ 職員給与費　△1,176万3千円
（人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動に伴う人件費の精査による人件費の減額）

・ 訪問型サービスを実施する　642万円
（決算見込による訪問型サービス費の増額）

・ 通所型サービスを実施する　2,102万円
（決算見込による通所型サービス費の増額）

・ 介護ケアマネジメントを実施する　299万円
（決算見込による介護予防ケアマネジメント費の増額）

○ 後期高齢者医療事業特別会計

・ 職員給与費　△2,066万7千円
（人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動に伴う人件費の精査による人件費の減額）

・ 後期高齢者に健康診査を実施する　674万3千円
（集団検診・基本健診受診者の増加に伴う委託費等の増額）

○ 下水道事業会計

・ （収益的支出）総係費　△1,203万5千円
（人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動に伴う人件費の精査による人件費の減額）

・ （資本的支出）汚水管渠費　75万8千円
（人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動に伴う人件費の精査による人件費の増額）

・ （資本的支出）雨水管渠費　△196万円
（人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動に伴う人件費の精査による人件費の減額）

④　繰越明許費

・一般会計　　８件

⑤　債務負担行為

・一般会計　　２１２件

・国民健康保険事業特別会計　　２件

・青果市場事業特別会計　　１件

・介護保険事業特別会計　　１２件

・後期高齢者医療事業特別会計　　１件

・下水道事業会計　　７件

⑥　一般会計歳入歳出予算

（　歳　入　）

（単位：千円、％）

款	補正前の額	補 正 額	補正後の額	構成比	
				補正前	補正後
1 市税	12,931,912	0	12,931,912	37.2	36.6
2 地方譲与税	263,651	0	263,651	0.8	0.7
3 利子割交付金	27,584	0	27,584	0.1	0.1
4 配当割交付金	124,646	0	124,646	0.4	0.3
5 株式等譲渡所得割交付金	155,136	0	155,136	0.4	0.4
6 法人事業税交付金	167,650	0	167,650	0.5	0.5
7 地方消費税交付金	2,249,338	0	2,249,338	6.5	6.4
8 ゴルフ場利用税交付金	25,156	0	25,156	0.1	0.1
9 環境性能割交付金	731	0	731	0.0	0.0
10 地方特例交付金	110,965	0	110,965	0.3	0.3
11 地方交付税	3,573,442	0	3,573,442	10.3	10.1
12 交通安全対策特別交付金	10,000	0	10,000	0.0	0.0
13 分担金及び負担金	213,602	0	213,602	0.6	0.6
14 使用料及び手数料	323,809	0	323,809	0.9	0.9
15 国庫支出金	5,803,189	123,854	5,927,043	16.7	16.8
16 県支出金	2,580,376	83,624	2,664,000	7.4	7.5
17 財産収入	147,969	13,000	160,969	0.4	0.5
18 寄附金	800,000	0	800,000	2.3	2.3
19 繰入金	2,015,369	331,254	2,346,623	5.8	6.6
20 繰越金	1,267,721	0	1,267,721	3.6	3.6
21 諸収入	701,755	7,990	709,745	2.0	2.0
22 市債	1,294,100	0	1,294,100	3.7	3.7
歳入合計	34,788,101	559,722	35,347,823	100.0	100.0

（ 目 的 別 歳 出 ）

（単位：千円、％）

款	補正前の額	補 正 額	補正後の額	構成比	
				補正前	補正後
1 議会費	237,249	△ 711	236,538	0.7	0.0
2 総務費	5,995,246	69,596	6,064,842	17.2	0.0
3 民生費	13,509,991	407,246	13,917,237	38.8	0.0
4 衛生費	2,895,325	49,035	2,944,360	8.3	0.0
5 労働費	771	0	771	0.0	0.0
6 農林水産業費	262,804	1,641	264,445	0.8	0.0
7 商工費	608,827	3,434	612,261	1.8	0.0
8 土木費	2,691,677	2,109	2,693,786	7.7	0.0
9 消防費	1,230,909	6,267	1,237,176	3.6	0.0
10 教育費	4,701,772	35,162	4,736,934	13.5	0.0
11 災害復旧費	1	0	1	0.0	0.0
12 公債費	2,303,929	△ 14,057	2,289,872	6.6	0.0
13 諸支出金	309,600	0	309,600	0.9	0.0
14 予備費	40,000	0	40,000	0.1	0.0
歳出合計	34,788,101	559,722	35,347,823	100.0	0.0

（ 性 質 別 歳 出 ）

（単位：千円、％）

性質別区分	補正前の額	補正額	補正後の額	構成比	
				補正前	補正後
人件費	5,314,828	101,323	5,416,151	15.3	15.3
扶助費	8,517,804	203,828	8,721,632	24.5	24.7
公債費	2,303,929	△ 14,057	2,289,872	6.6	6.5
義務的経費の計	16,136,561	291,094	16,427,655	46.4	46.5
物件費	7,702,719	43,938	7,746,657	22.2	21.9
維持補修費	315,799	1,386	317,185	0.9	0.9
補助費等	3,805,952	256,292	4,062,244	10.9	11.5
（一部事務組合）	1,216,343	0	1,216,343	3.5	3.4
（その他）	2,589,609	256,292	2,845,901	7.4	8.1
積立金	1,706,834	0	1,706,834	4.9	4.8
投資及び出資金	23,193	0	23,193	0.1	0.1
貸付金	39,000	0	39,000	0.1	0.1
繰出金	2,930,320	△ 32,988	2,897,332	8.4	8.2
投資的経費	2,087,723	0	2,087,723	6.0	5.9
（補助事業費）	587,249	0	587,249	1.7	1.7
（単独事業費）	1,500,474	0	1,500,474	4.3	4.2
（その他）	0	0	0	0.0	0.0
予備費	40,000	0	40,000	0.1	0.1
歳出合計	34,788,101	559,722	35,347,823	100.0	100.0

（ 物 件 費 の 内 訳 ）

（単位：千円、％）

物件費の内訳	補正前の額	補正額	補正後の額	構成比	
				補正前	補正後
旅費	37,552	61	37,613	0.5	0.5
交際費	2,280	0	2,280	0.0	0.0
需用費	1,608,424	41,736	1,650,160	20.9	21.3
役務費	242,656	0	242,656	3.2	3.2
備品購入費	56,550	0	56,550	0.7	0.7
委託料	4,809,657	2,141	4,811,798	62.4	62.1
その他	945,600	0	945,600	12.3	12.2
計	7,702,719	43,938	7,746,657	100.0	100.0

⑦　基金積立金の状況

（単位：千円）

基金名	R7年度末残高		R8年度中増減見込			R8年度末残高見込
			前補正後	12月補正	合計	
財政調整基金	4,300,571	歳出（積立）	406,800		406,800	3,626,367
		歳入（繰入）	749,278	331,726	1,081,004	
減債基金	1,352,646	歳出（積立）	175,428		175,428	1,400,630
		歳入（繰入）	127,444		127,444	
地域福祉基金	316,019	歳出（積立）	1,300		1,300	280,712
		歳入（繰入）	36,607		36,607	
スポーツ振興基金	1,575	歳出（積立）	10		10	1,585
		歳入（繰入）	0		0	
借地取得基金	807,685	歳出（積立）	2,400		2,400	810,085
		歳入（繰入）	0		0	
奨学基金	39,073	歳出（積立）	80		80	34,113
		歳入（繰入）	5,520	△ 480	5,040	
文化芸術振興基金	3,073	歳出（積立）	14		14	3,087
		歳入（繰入）	0		0	
ふるさと基金	94,609	歳出（積立）	800,106		800,106	48,901
		歳入（繰入）	845,814		845,814	
企業誘致事業等推進基金	50,006	歳出（積立）	40		40	46
		歳入（繰入）	50,000		50,000	
森林環境譲与税基金	10,985	歳出（積立）	13,456		13,456	10,985
		歳入（繰入）	13,456		13,456	
公共施設等総合管理基金	2,204,199	歳出（積立）	307,200		307,200	2,361,263
		歳入（繰入）	150,136		150,136	
合計	9,180,441	歳出（積立）	1,706,834	0	1,706,834	8,577,774
		歳入（繰入）	1,978,255	331,246	2,309,501	
国民健康保険支払準備基金	144,474	歳出（積立）	151,891		151,891	295,395
		歳入（繰入）	0	970	970	
青果市場財政調整基金	2,248	歳出（積立）	467		467	2,604
		歳入（繰入）	111		111	
介護給付費準備基金	1,769,430	歳出（積立）	187,202		187,202	1,378,012
		歳入（繰入）	578,620		578,620	
合計	1,916,152	歳出（積立）	339,560	0	339,560	1,676,011
		歳入（繰入）	578,731	970	579,701	
公共下水道施設建設基金	95,520	歳出（積立）	320		320	95,840
		歳入（繰入）	0		0	
高額療養費貸付基金	10,000	歳出（積立）	0		0	10,000
		歳入（繰入）	0		0	

※前年度末残高及び利子積立は、表示単位未満を端数調整しています。
※【R8年度末残高見込】＝【R7年度末残高】＋【R8歳出（積立）】－【R8歳入（繰入）】

人事院勧告に準じた給与改定等（人件費）　拡充

（中事業：各費目ごとの職員給与等関係経費）

総務部 人事課

【令和８年度１２月補正予算額　１億９１８万９千円】

令和８年度の人事院勧告に準じた給与改定及び人事異動に伴う人件費の精査による人件費の増額等を行う。

【事業内容】

○人事院勧告に準じた改定
・給料表の引き上げ　平均３．３％増
・期末勤勉手当の引き上げ　４．６５月分→４．７０月分（＋０．０５月分）

一般会計分　補正金額　109,189千円

＜内訳＞・給料　43,316千円

・職員手当等　63,552千円

扶養手当	30千円	管理職手当	△160千円	通勤手当	△3,366千円
時間外手当	13,190千円	期末勤勉手当	15,114千円	住居手当	△630千円
児童手当	8,080千円	退職手当負担金	6,096千円	地域手当	4,383千円
日直手当	△30千円	特殊勤務手当	150千円	管理職員特別勤務手当	695千円
退職特別負担金	20,000千円				

・共済費　2,321千円

特別養護老人ホーム等整備費補助金　新規

（中事業：地域介護拠点等の整備に対し助成する）

保健福祉部 高齢福祉課

【令和８年度１２月補正予算額　３，２２３万円】

茨城県が定める令和８年度地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要項に基づき、補助対象事業を実施する市内介護保険事業者へ補助金を交付する。（県１０／１０）

【事業内容】

１．補助対象事業者：社会福祉法人 若竹会 牛久さくら園
２．補助対象事業：特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護テクノロジー機器の導入
３．導入予定機器：ナースコール整備、WiFi整備
見守りケアシステム（ベッド、カメラ）
４．補助金の額：単価２９３千円×定員数１１０人＝３２，２３０千円
（県１０／１０）

水利施設管理強化事業補助金

拡充

（中事業：土地改良区の運営を支援する）

環境経済部 農業政策課

【令和８年度１２月補正予算額　６４万９千円】

農業水利施設の電気料金高騰対策として、農業水利施設の省エネルギー化等に取り組む施設管理者に対し、県の補助金を活用し、エネルギー価格高騰分の一部を支援する。（県１０／１０）

【事業内容】

<補助金名>　水利施設管理強化事業補助金（省エネルギー化推進型）
<支援対象施設>
維持管理に占める電気料金及び諸油脂費の割合が30%以上かつ200万円以上、
又は25%以上かつ2,000万円以上の施設管理者が管理する施設
<補助率>　交付額=エネルギー高騰分×0.4（国負担）（県負担が0.3）
<補助金額>

・牛久土地改良区	（国）148千円＋（県）111千円	小計	259千円
・牛久南部土地改良区	（国） 44千円＋（県） 34千円	小計	78千円
・稲荷川土地改良区	（国）178千円＋（県）134千円	小計	312千円
	（国）370千円　（県）279千円	合計	**649千円**

４　その他の議案の概要

議案番号	議案	主な内容
議案第　８３　号	公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について	牛久市と龍ヶ崎市との間で平成１４年１２月１９日に締結した公の施設相互利用に関する協定の変更協定の締結に関し、地方自治法第２４４条の３第３項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。 変更協定概要： 「龍ケ崎市長戸体育館」が令和９年４月１日より供用開始となることから、相互利用の対象として同施設を追加する。 変更協定適用日：令和９年４月１日
議案第　８４　号	指定管理者の指定について	牛久市文化観光公園牛久シャトーの指定管理者として以下の団体を指定したいので議会の議決を求めるもの。 指定管理者： 牛久シャトー株式会社 指定期間： 令和９年４月１日から 令和１４年３月３１日まで